

令和6年4月

科研費研究代表者 様

公立大学法人横浜市立大学
理事長 近野 真一

科学研究費助成事業で購入した設備備品の寄附について

科学研究費助成事業で購入した設備備品については、独立行政法人日本学術振興会が公表している科学研究費助成事業の「取扱要領」及び「各研究機関が行うべき事務等」において補助事業を遂行する研究機関に寄附し、研究機関による適正な管理を行うこととされています。

そのため科学研究費助成事業で購入した設備備品については、本学へ寄附されたものとして適正に管理を行っています。

寄附することにより研究上の支障が生じる場合で、寄附の延期を希望する場合は、発議の際に別途「寄附延期承認申請書」（様式 C-15、F-15、C-36）をご提出ください。

また、所属研究機関を変更する場合には、本学へ寄附いただいた設備備品を返還することができますので、あらためて異動先の研究機関に寄附くださるようお願いいたします。

【寄附いただく設備備品】

科学研究費助成事業で購入した税込 10 万円以上で耐用年数が 1 年以上の物品
（本学の取扱いにより少額備品及び有形固定資産として資産登録されるもの）

（参考）

- ・ 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和5年度（2023年度））設備等に係る事務 3-28、3-29、3-30
https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_l6_rule_2023/2023_hojyokin_kikan_rule.pdf
- ・ 寄附延期承認申請書（補助金、基金）
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/l6_rule/index.html